

公益財団法人横須賀市生涯学習財団後援名義使用承認手続要綱 【C03】

(総則)

第1条 この要綱は、各種団体又は個人が、講演会、発表会、展示会その他各種大会等の行事・事業を実施するに当たり、公益財団法人横須賀市生涯学習財団（以下「財団」という。）が、その後援名義の使用を承認する手続きに関して定めたものである。

(使用承認申請)

第2条 行事・事業を実施する各種団体の代表者又は個人（以下「申請者」という。）は、財団の後援名義を使用するときは、行事・事業実施日 10 日前までに後援名義使用承認申請書（第1号様式）を財団に提出しなければならない。ただし、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(使用承認基準)

第3条 行事・事業の目的が、原則として横須賀市民の文化又は生涯学習の向上に資するものでなければならない。ただし、次の各号にあてはまるものは承認しない。

- (1) 特定の政党その他政治的団体ならびに宗教団体を支持すること。
- (2) 公私の選挙において、特定の候補者を支持すること。
- (3) 事業収益金の使途が適正でないことと認められること。

(使用承認)

第4条 財団は、前項の基準に適合すると認めるときは、申請者に対し後援名義使用承認書（第2号様式）を交付することができる。

(使用承認の取り消し)

第5条 財団は、前項の承認書を交付した後においても、申請者が第3条の基準に違背したと認められるときは、その承認を取り消さなければならない。

(終了届)

第6条 申請者は、行事・事業が終了したときは、後援名義使用行事・事業終了届（第3号様式）を速やかに財団へ提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。